

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 駐留軍関係労務者宿舍規則
- ◇告示 基本測量の実施について
- 肥料の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員の開催

規 則

駐留軍関係労務者宿舍規則をここに公布する。

昭和二十八年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十五号

駐留軍関係労務者宿舍規則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、駐留軍の要求に応じて、日本政府

に雇用され駐留軍のため労務に服する者（以下「労務者」という。）を入居させる宿舍の維持管理について定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において宿舍とは、県が駐留軍の要求する労務を完全且つ円滑に提供するため労務者を居住させる宿泊施設をいう。

（入居者の範囲）

第三条 入居者の資格は、米軍美保航空隊に在籍する單身男子の労務者であつて、遠隔の地に居住し通勤の困難な者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は必要と認めるときは宿舍の収容力に応じ有資格者の家族を同居させ、若しくは美保航空隊以外の部隊に在籍する労務者を臨時に宿泊させることができる。

（入居及び宿泊の定員）

第四条 各居室に対する入居及び宿泊の定員は、次のとおりとする。

八疊 四人
六疊 三人

(入居手続)

第五条 宿舍に入居しようとする者は、入居申込書(別記第一号様式)を知事に提出して承認を受けなければならない。

2 前項の承認をしたときは、知事は承認書(別記第二号様式)を交付しなければならない。

3 入居の承認を受けた者は、入居の際誓約書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(入居者の詮衡)

第六条 入居者の決定は、前条の入居申込書を提出した者の中から知事が詮衡の上これを行う。

(宿舍の使用料)

第七条 宿舍の使用料は、調達庁長官の定める駐留軍労働者宿舍使用料基準表に基く額とする。

2 新たに宿舍に入居し、又は退去した場合におけるその月分の使用料は、日割計算による額とする。

(使用料の納付)

第八条 入居者は、毎月その月分の使用料を該入徴収官の発行する納入告知書により納入しなければならない。

(管理人)

第九条 宿舍の維持管理を行うため、管理人一人を置くことができる。

(管理人の業務)

第十条 宿舍の管理人は、知事の指示を受け宿舍の管理に任じ次の業務を行うものとする。

- 一 管理日誌(別記第四号様式)の記録に関すること
- 二 入居者名簿(別記第五号様式)の整備に関すること
- 三 宿舍の入居又は退去の際の立会に関すること
- 四 電気等の料金に関すること
- 五 火災及び盗難の予防並びに衛生に関すること
- 六 その他宿舍の管理に関すること

(入居者の履行すべき事項)

第十一条 入居者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

らなう。

一 入居承認の日から七日以内に指定された室に入居すること

二 居室の全部若しくは一部を転貸し、又は他の者を同居させないこと

三 故意又は重大な過失によつて宿舍を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し又はその費用を弁償すること

四 宿舍を退去しようとするときは、すみやかに退去届(別記第六号様式)を知事に提出すること

五 その他知事の指定する事項

(入居の承認の取消)

第十二条 知事は、前条の規定に違反した入居者に対しては、入居の承認を取り消すことができる。

(宿舍の退去)

第十三条 入居者が次の各号の一に該当した場合は、その日から七日以内に、宿舍を退去しなければならない。但し、知事が特別の事情があると認めるときは、その

期間を延長することができる。

- 一 労働者でなくなつたとき
- 二 移管、転勤により入居者の資格を失つたとき
- 三 入居の承認を取り消されたとき

(経費の負担区分)

第十四条 光熱料、炊事費、清掃費等の経費は、入居者の負担とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

別記第一号様式

駐留軍労働者宿舍入居申込書

申込人 氏名	生年月日	氏名	生年 月日
本籍			
現住所			
職場、職種			

部隊採用年月日
月収(税込)
申込理由

右のとおり申し込みます

昭和 年 月 日
申込人 名 殿

鳥取県知事 氏 名 殿

別記第二号様式

宿舍入居承認書

職場 職種

氏名

昭和 年 月 日付貴殿の申込にかかる宿舍入居
については左記により承認します

昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名 殿

名 印

室番号

記

号室

別記第三号様式

誓約書

このたび宿舍に入居承認を受けましたについては、労務
者宿舍規則を堅く守り、もし違反したときは、いつでも
承認の取消をされても異存ありません。

右のとおり誓約いたします。

昭和 年 月 日

労務者 氏名

右保証人 住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

印

印

別記第四号様式

管理日誌

昭和 年 月 日	天候	管理人 印
昭和 年 月 日 (曜)		

記事

入居に関する事項
施設に関する事項
その他

別記第五号様式

入居者名簿

職場名	職種	氏名	入居承認日 年 月 日	入居日 年 月 日	退去日 年 月 日	賃料 円	使用 料	備考

別記第六号様式

退去届

昭和 年 月 日左記宿舍を退去しますのでお届
けします

記

室番号 号室

昭和 年 月 日

職場及び職種名

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

印

告示

鳥取県告示第百三十九号

次のように基本測量を実施する旨建設省地理調査所長か
ら通知があつた。

昭和二十八年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 作業区域 東伯郡倉吉町
- 二 作業種類 基本測量
- 三 作業期間 自昭和二十八年七月二十五日
至同 年八月五日

鳥取県告示第二百四十号

次のように基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知があつた。

昭和二十八年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 作業地域 鳥取市

東伯郡下北条村、旭村、以西村、小鹿村、倉吉町、高城村、関金町、古布庄村、北谷村、上小鴨村、社村、上北条村、上山村、西伯郡逢坂村、大山村、日野郡米沢村、八頭郡佐治村、気高郡青谷町、小鷺河村、日置谷村、宝

- 二 作業種目 木村 基本測量
- 三 作業期間 自昭和二十八年五月二十五日
至同 年八月三十一日

鳥取県告示第二百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和二十八年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量(%)	生産業者
鳥取県第一号	草木性植 六、二、〇、一、〇	窒素、りん、酸加里 全量全量全量	米子市灘中国化成株式会社 中橋久正
鳥取県第二号	末 末		米子市灘中国化成株式会社 中橋久正

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年五月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

- 一 日時 昭和二十八年五月二十九日（金）
午前十時三十分
- 二 場所 教育委員会々議室
- 三 議題 昭和二十八年年度教育予算について

昭和四年四月廿一日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 印 所 縣

本年度こそは！

良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいます様御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の **鳥取 孔版社**
デパート

本社——鳥取市西町268（日赤前入る）

電 2 7 3 1

出張所——鳥取駅前（うゑき旅館前）